

武雄市規則第6号

武雄市宿泊施設等整備奨励に関する条例施行規則の一部を改正する規則

武雄市宿泊施設等整備奨励に関する条例施行規則（令和3年規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(申請)</p> <p>第8条 【略】</p> <p>2 次条第1項第1号の整備計画認定通知書の交付を受けた者で固定資産税の課税免除及び不均一課税の適用を受けようとするものは、課税免除及び不均一課税の適用を受けようとする年度の初日の属する年の<u>1月31日</u>までに、前項第2号の申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 【略】</p> <p><u>4 第1項第3号の交付申請書の提出期限は、営業開始後3月以内とする。</u></p> <p>5 【略】</p> <p><u>6 第1項第5号の交付申請書及び同項第6号の交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とする。</u></p> <p>(決定の通知)</p> <p>第9条 【略】</p> <p>2 市長は、前項第1号の認定通知書を交付する場合において、条例の失効日までに営業を開始する_____ _____ことを奨励措置の適用の条件として付すものとする。</p> <p>3 市長は、第1項第2号及び第3号の決</p>	<p>(申請)</p> <p>第8条 【略】</p> <p>2 次条第1項第1号の整備計画認定通知書の交付を受けた者で固定資産税の課税免除及び不均一課税の適用を受けようとするものは、課税免除及び不均一課税の適用を受けようとする年度の初日の属する年の<u>3月31日</u>までに、前項第2号の申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 【略】</p> <p><u>4 【略】</u></p> <p>(決定の通知)</p> <p>第9条 【略】</p> <p>2 市長は、前項第1号の認定通知書を交付する場合において、条例の失効日までに営業を開始し、かつ、同日までに<u>固定資産税の課税免除及び不均一課税の決定又は整備奨励金の交付決定を受ける</u>ことを奨励措置の適用の条件として付すものとする。</p> <p>3 市長は、第1項第2号及び第3号の決</p>

<p>定通知書を交付する場合において、次に掲げる事項を条件として付すものとする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) <u>固定資産税の課税免除及び不均一課税の決定を受けた者は、当該決定に係る関係書類を、当該決定を受けた日から5年間保存すること。</u></p> <p>(3) 【略】</p> <p>(4) <u>奨励金等の交付決定を受けた者は、当該奨励金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し、当該奨励金等の交付決定を受けた日から5年間保存すること。</u></p>	<p>定通知書を交付する場合において、次に掲げる事項を条件として付すものとする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) <u>奨励金等の交付決定を受けた者は、当該奨励金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し、当該奨励金等の交付決定を受けた日から5年間保存すること。</u></p> <p>(3) 【略】</p>
--	--

様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第9号及び様式第13号を次のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。